

お客様の資産を 大切に管理！



金融商品取引業者等の分別管理 **Q & A**

平成23年10月版

Q 1

分別管理とはなんですか？

ぶんべつかんり

「分別管理」－ ちょっと耳馴れない言葉ですが、証券投資をされているお客さまには一番大切なこと。お客さまが金融商品取引業者（以下「証券会社」といいます。）に預託された大切な資産を守り、万が一、証券会社が破綻しても、そのすべてをお客さまに返還できるようにする仕組みです。

分別管理は、文字どおり、**お客さまが証券会社に預託した大切なお金や有価証券を、証券会社の資産とは厳格に区分して管理**する制度のことです。



例えば、上場株式の場合、証券保管振替機構（ほふり）という第三者の機関で区分して管理したり、お金（証券会社が破綻した場合にお客さまに返還すべき額に相当する金銭）は、信託銀行に信託財産として管理されています。これらのことは、すべて法律で厳しく義務づけられていて、**適正に実施されるための充分な対応**が図られています（注）。

分別管理は、証券投資をされるお客さまの大切な資産を守るキーワード。証券会社は万が一破綻しても、分別管理があるから、お客さまの資産を全て円滑に返還することができるのです。分別管理でお客さまの資産はいつも守られています。

（注）分別管理の義務は、有価証券関連業を営む金融機関にも課されています。なお、金融機関（預金取扱い金融機関に限ります。）が、有価証券関連業務に係る取引に伴って発生するお客さまからの金銭の預託等を当該金融機関の本来の業務である預金として取り扱う場合には、当該金銭は分別管理の対象となりません。

Q 2

銀行に預金するのと証券会社に預託するのではどのような違いがあるのですか。



銀行はお客さまから預かった金銭を他の会社などに貸し付けて運用していますので、預かった金銭の大部分はどこかに融資されているのが普通ですから、お客さまの預金と銀行の資産とを分けて管理しておくことはできません。それに対して証券会社は、お客さまの資産を契約により確実に管理し、これを勝手に他に貸し付けたり運用したりすることはできません。同じ預けるという言葉を使っても、銀行に預金

として預けると、証券会社に株式や債券等を預託するのでは、内容が違います。それで、証券会社には分別管理が義務づけられているわけです。

お客さまから預託を受けた資産は、証券会社自身が保有する資産と、管理場所を明確に区分して、かつ、お客さまの有価証券については、何が誰のものかがハッキリ分かるように管理することが、金融商品取引法で義務づけられています。

Q 3

お客さまの有価証券について管理場所を明確に区分することですが、具体的にはどのように行われているのですか？

お客さまから預託を受けた上場株式等は、そのほとんどが振替機関であるほふりで管理されています。ほふりには、証券会社を含む数多くの金融機関が参加して、それぞれの参加者別に口座を開設しています。

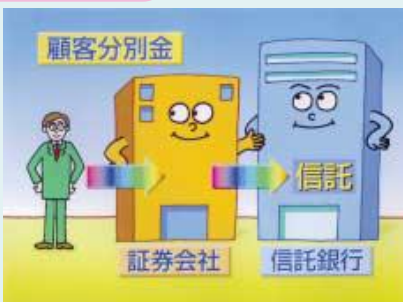
例えば、証券会社の場合は、証券会社の自己分とお客さまの分が、コンピュータシステム上の帳簿（振替口座簿）の記録により判別できるように管理されています。

それに加えて、個々のお客さまそれぞれの持分については、証券会社の帳簿等で直ちに分かるようになっていきます。



Q 4

証券会社に預託してある金銭の分別管理はどのように行われているのでしょうか。



証券会社が預託を受けた金銭には、株式などの買付けに充てるための金銭や、売却代金や償還金など一時的に預けたままになっている金銭があります。こうしたお客さまに返さなければいけない金銭は、「顧客分別金」として、信託銀行に信託しています。

これは、例えば、証券会社が破綻したとき、金銭を預託したお客さまは、その返還を請求することはできますが、他の一般債権者と一緒に証券会社に残った財産から分配を受けることになります。そこで、こうしたことからお客さまの資産を守り、スムーズに返還するために最も安全な方法として、顧客分別金は法律に基づき信託銀行に信託されています。

Q5

信用取引の場合はどのようになりますか。

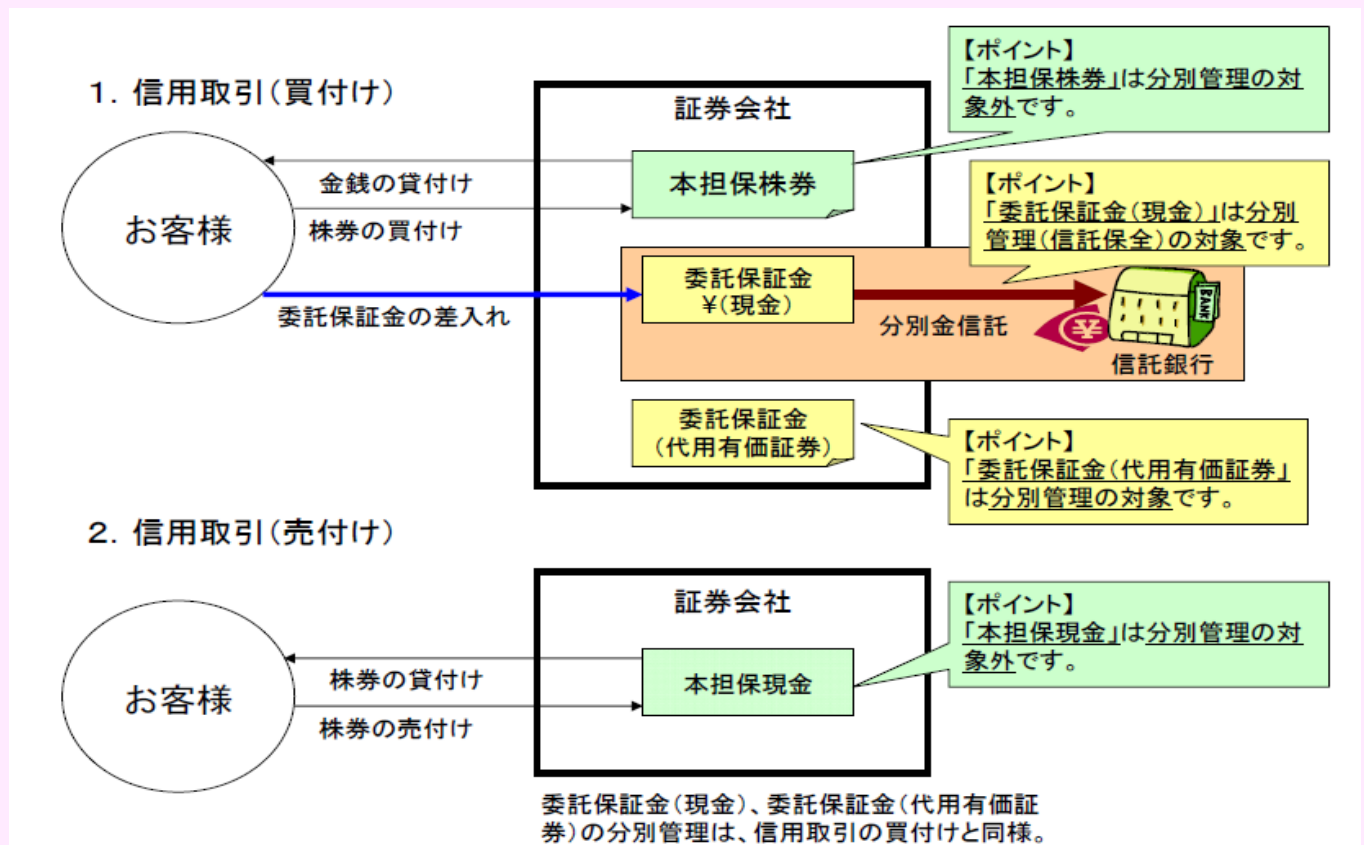
「信用取引」とは、証券会社から金銭や株式を借りて売買を行うことをいいます。

「信用取引」を行う場合には、担保を証券会社に差し入れなければなりません。証券会社から融資を受けて株式を買い付けた場合はその買付株式が、株式を借りて売り付けた場合は売却代金が、担保として証券会社にとどめ置かれます。これを「本担保」といいます。

この「本担保株式」や「本担保現金」については、融資の見合いとなっていることから、契約により証券会社が消費できる性質のものであるため、分別管理の対象となりません。また、本担保株式の時価と証券会社から借りた金銭、本担保現金と売り付けた証券の時価との差額である「評価益」は顧客分別金の対象とはなりません。そのため、信用取引の評価益については、一般債権者として破綻した証券会社の財産から債権額（評価益相当額）に応じて支払を受ける権利だけが残されています。

また、「信用取引」で買った株式が値下がりした場合や売った株式が値上がりした場合、損失が生じ、証券会社に預けている買付株式や売却代金だけでは担保が不足します。そのため、価格変動に伴う損失による担保価値の減少をカバーするなどの目的で、「委託保証金」を、売買約定日の翌々日の正午までに、証券会社に差し入れなければならないことになっています。これを有価証券で代用することもできます。この委託保証金現金及び代用有価証券は分別管理の対象となります。

信用取引の分別管理について



Q 6

有価証券先物・オプション取引の場合どうになりますか。

1. 先物取引・オプション取引とは

先物取引とは、ある商品を、将来の一定期日（限月）に、取りきめた値段で取引することを約束する契約のことをいいます。取引最終日まで待たずに、転売又は買戻しを行うことにより、決済することもできます。

また、オプション取引とは、基礎商品を、将来の一定期日までに、特定の価格（権利行使価格）で、売付け・買付けする権利（オプション）の取引をいいます。権利の対価（プレミアム）は、市場の需給によって変動しますので、この変動を利用し、転売又は買戻しを行うことにより、その差額を得ることもできます。

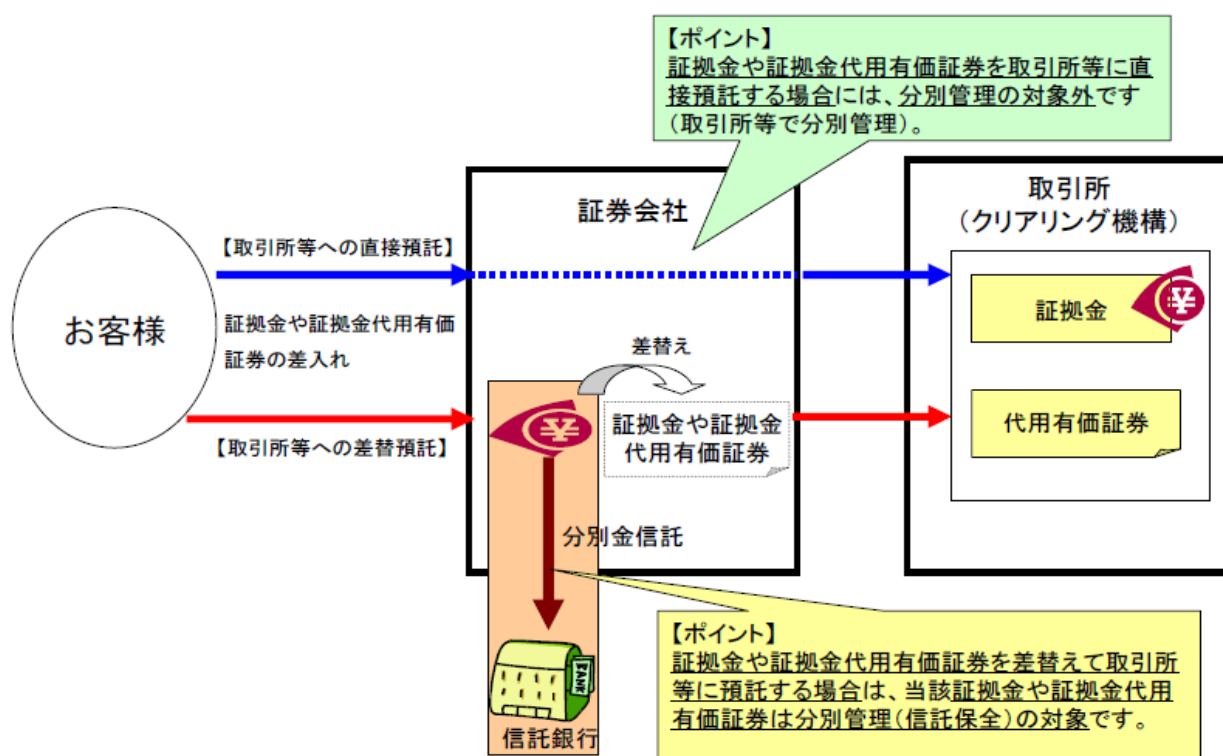
2. 証拠金や証拠金代用有価証券の分別管理について

お客さまは、有価証券先物取引やオプション取引を行った場合には、取引成立の日の翌日までに、委託先の証券会社に証拠金を差し入れなくてはなりません。なお、証拠金は、有価証券をもって代用することができます（「証拠金代用有価証券」といいます）。

お客さまから差し入れられた証拠金や証拠金代用有価証券を、証券会社が清算機関である取引所又は日本証券クリアリング機構に直接預託した場合は、分別管理の対象とはなりません。

また、お客さまから差し入れられた証拠金や証拠金代用有価証券を証券会社が保管し、当該証拠金に代えて証券会社が保有する金銭又は有価証券を取引所又は日本証券クリアリング機構に預託する場合（「差替預託」といいます。）は、分別管理の対象となります。

上場オプション取引の分別管理について



Q 7

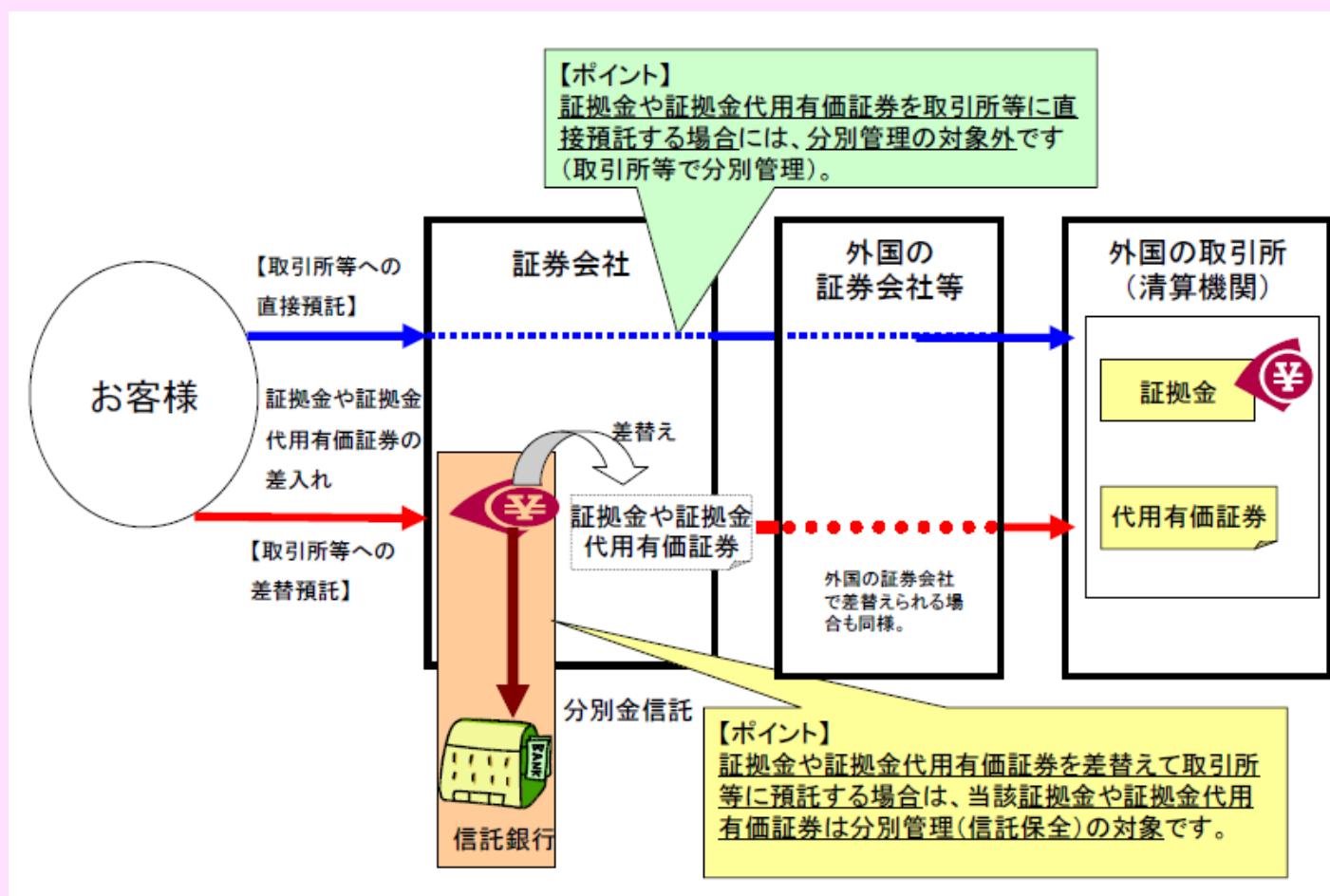
有価証券店頭デリバティブ取引や外国有価証券市場デリバティブ取引の場合どうになりますか。

有価証券店頭デリバティブ取引とは、有価証券先物・オプション取引を取引所ではなく相対（お客さまと証券会社との間）で行う取引です。証券ＣＦＤ取引などがこれに該当します。また、外国有価証券市場デリバティブ取引とは、有価証券先物・オプション取引を国内の取引所ではなく、外国の取引所で行う取引のことをいいます。

従前はこれらの取引については主に金融機関間で行われるのが主であったため、分別管理の対象とはされていませんでしたが、近年、証券ＣＦＤ取引が個人投資家の間に広がったことを受けて、これらの取引について、お客さまから証拠金として差し入れられた現金は、現在は分別管理の対象と義務付けられることとなり、投資家保護がより徹底されています。また、証拠金代用有価証券についても、分別管理の対象となります。なお、外国有価証券市場デリバティブ取引の場合、外国の取引所又は清算機関に直接預託されている場合には、分別管理の対象とはなりません。

評価益については、お客さまが引き出さない場合は、分別管理の対象となります。なお、評価損については、証券会社は分別管理の対象金額から控除することができます。

外国有価証券市場デリバティブ取引の分別管理について



Q 8

分別管理の適正な実施は、どのように確保されているのですか。

証券会社が分別管理を適正に行っていない場合には、法律で厳しい罰則等が定められています。例えば、会社は6ヶ月以内の業務停止処分、3億円以下の罰金が課せられますし、代表者・従業員は、2年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられるとされています。

しかし、罰則等が適用される前に証券会社が分別管理を徹底して実施することが何より重要です。そこで、証券界では分別管理が適正に行われているかどうかについて、様々な角度からチェックする体制を築いています。

具体的には、証券会社は金融庁の検査や日本証券業協会の監査を定期的に受けているのに加え、監査法人または公認会計士によるチェックを毎年受けることとされています。

そして更に、万が一、証券会社が破綻しそうになったときには、日本証券業協会が特別監査に入ってチェックすることになっています。

定期検査
金融庁

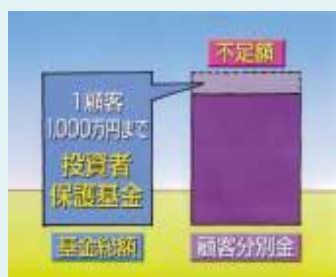
定期監査
日本証券業協会

チェック!!
監査法人
公認会計士

特別監査
日本証券業協会

Q 9

投資者保護基金とはなんですか。



証券会社の分別管理を前提とすれば、仮にその証券会社が破綻した場合でも、お客さまから預かった財産はお客さまに返還されることになります。

しかし、万が一破綻時に何らかの事故が発生するなどにより、証券会社がお客さまから預かった財産を円滑に返還できなくなった場合に備え、二次的に発動する仕組みとして**投資者保護基金**による補償制度が設けられています。

証券会社の破綻に関する**投資者保護基金**の補償金額は一人あたり1,000万円までです。

ただし、有価証券店頭デリバティブ取引や外国有価証券市場デリバティブ取引に係る証拠金等については、**投資者保護基金**の補償対象ではありません。

(注) **投資者保護基金**は、有価証券の値下がり等により発生したお客さまの損失を補償するものではありません。

なお、**投資者保護基金**の補償制度の内容については、同基金のホームページ (<http://jipf.or.jp/>) をご覧ください。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association